

令和6年度パラウェーブ NAGANO 推進業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度パラウェーブ NAGANO 推進業務

2 業務の目的

県が取り組むスポーツ通じた共生社会創造プロジェクト「パラウェーブ NAGANO」を推進し、パラスポーツを多くの県民に知っていただくとともに、障がいのあるなしにかかわらず誰もが一緒にスポーツを楽しむ体験を通じて、県民の障がいに対する理解を深め、お互いを尊重し合う共生社会の実現を目指す。

※ここで言う「パラスポーツ」とは、パラリンピック競技種目に限らず、障がいのある方もない方も誰もが一緒に楽しめるスポーツで、参加者の障がいや年齢等にあわせてルールを工夫して実施するスポーツのこと。具体的には、パラリンピック競技種目であるポッチャ、車いすバスケットボール、ブラインドサッカーの他、ゴールボール、フライングディスク、シッティングバレー等の各種競技やレクリエーションスポーツを指す。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

4 委託事業

- (1) パラ学(教育プログラム)の実施に関すること(別紙①のとおり)
- (2) パラウェーブ広場(パラスポーツ体験会)に関すること(別紙②のとおり)
- (3) パラウェーブ NAGANO ホームページの運用保守・管理等

① 業務内容

- ア) ホームページ内のテキスト、画像の更新及び削除。
- イ) ホームページ内の表示状況等に不具合が生じていないか確認し、不具合が認められた場合は、直ちに不具合箇所の修正を行なうものとする。
- ウ) ホームページで情報発信するために必要なドメインの更新を行うものとする。

② URL

<https://parawave.nagano.jp/>

③ その他

- ア) 契約後に委託者が指定する業者との引継ぎを行うこと。
- イ) 県が指定するレンタルサーバ及びドメインの費用は受託者負担とする。
- ウ) 原則として情報発信は委託者が実施する。

5 全委託事業共通の留意事項

- ・ 障がいのある方への必要な配慮を講ずること
- ・ 事業実施において必要な打ち合わせ等は、長野県庁舎及びオンラインで実施すること
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定すること

令和6年度パラウェーブ NAGANO 推進業務委託 パラ学の実施業務仕様書

1 業務概要

教育現場でのパラスポーツ普及を目的としたプロジェクト「パラ学」における、県独自の下記のプログラムの申込受付、関係者との調整、当日の実施に係る業務。

- ①車いすボールチャレンジ
- ②ブラインドフットボール体験
- ③上記以外で県が別途指定するプログラム

2 年間実施予定日数 100日(学校の長期休み期間は原則実施なし)

※学校側からの申し込みが少ない場合は、別途体験会の開催など、委託者と受託者で相談の上、実施する。

3 委託業務内容

(1) 実施希望学校等からの受付と日程調整

- ・受付方法はFAX、メールもしくはWEBフォームからを予定。
- ・WEBフォームは受託者が用意すること。
- ・学校からの申込みは、希望日の原則1ヶ月前までとするが、その後も日程が調整できれば実施する。

(2) 講師との日程調整

- ・学校等からの希望日を受け、委託者が指定する講師との日程調整を行う。

(3) 学校との事前打ち合わせにおける下記項目の確認、及び委託者と講師への共有

- ・実施時間の詳細確認(スタッフや講師の入り時間なども含む)
- ・クラス数及び参加人数
- ・要配慮児童(障がいなど)
- ・メディア取材の可否
- ・児童の撮影、及び撮影した画像や動画等の県広報媒体への掲載可否
- ・国際パラリンピック教材「I' mPOSSIBLE」の取組みの状況確認
※I' mPOSSIBLE:国際パラリンピック委員会(IPC)の公認教材
※本プログラムの利用に当たっては、I' mPOSSIBLEの利用を前提とするため、受付に際し、I' mPOSSIBLEの利用済み又は今後の利用予定を確認。
- ・学校のバリアフリー情報(会場までの段差、控室、トイレなど)
- ・実施体育館の規模
- ・スクリーン及びプロジェクター、延長コードの有無
- ・感想用紙の送付

(4) 必要用具・機材の管理及び持ち込み(詳細は6各プログラムの概要のとおり)

※原則、長野県庁付近の倉庫から持出

(5) (ブラインドフットボール体験のみ)講師の送迎

(6) 会場設営

(7) 当日の運営

- ・県指定の専用ジャケット又はポロシャツの着用(委託者から貸与)

- ・控室への講師案内
- ・学校側への挨拶
- ・メディア対応(メディアが来た場合)
- ・県指定配布物の配布
- ・進行時の講師補助
- ・児童、生徒の怪我リスク回避のための競技補助
- ・講師に合わせた児童への必要な声かけ
- ・ボール拾い
- ・時間や得点管理
- ・記録用写真撮影
- ・撤収作業

(8) 実施後の業務

- ・実施後、委託者に対して、実施結果等を速やかに報告
- ・当日または、事後に学校から感想用紙のコピーまたはデータを受領
- ・感想用紙を委託者及び講師に共有
- ・メディアの情報も併せて報告
- ・講師への謝金・旅費の支払い
- ・実施校に対してアンケートを実施

4 必要スタッフ数 最低3人(車いすボールチャレンジ、ブラインドフットボール体験共通)

5 必要用具・機材の取扱い

- ・受託者は、用具が破損しないよう、適切な運搬、管理をすること
- ・破損した場合の修理等に係る費用は、受託者の故意・過失を除いては委託者が負担する。
- ・上記に定めのない事項は、委託者と受託者が話し合いにより決定する。

6 (参考)各プログラムの概要

(1) 車いすボールチャレンジ

(ア) 概要

競技用車いすを使用したオリジナルゲームの体験とパラアスリートからの講演を通じて共生社会づくりに必要な意識を形成。

(イ) 対象

原則、小学4年生以上

(ウ) 実施時間

90分～120分(学校側の希望や児童・生徒数により変更。)

(エ) 物品

- ・バスケットボール専用車いす 12台
- ・ソフトバレーボール 4コ(予備含む)
- ・空気入れ 1コ
- ・専用ビブス 36枚
- ・専用台 2台
- ・専用コーン 8本
- ・パラウエーブ NAGANO バックパネル 1セット
- ・パラウエーブ NAGANO ポップアップバナー 4セット
- ・スクリーン(学校で持ち合わせていない場合)
- ・プロジェクター(学校で持ち合わせていない場合)

- ・ポータブルマイク 1セット
- ・ドラム式電源コード(学校で持ち合わせていない場合)
- ・ヘッドセットマイク 2セット
- ・パソコン 1台(プロジェクター用の HDMI ケーブル含む)
- ・その他必要となる県が指定する備品。

(2) ブラインドフットボール体験

(ア) 概要

見えない世界での簡単な競技体験を通じて共生社会づくりに必要なコミュニケーションの重要性を理解してもらう。

(イ) 対象

小学1年生以上

(ウ) 実施時間

90分～120分(学校側の希望や児童・生徒数により変更。)

(エ) 物品(参加人数により変動します)

- ・ブラインドフットボール用ボール 20個
- ・ミニゴール 10台
- ・使いすてアイマスク 参加者分
- ・空気入れ 1コ
- ・専用ビブス 参加者分
- ・バックパネル 1セット
- ・ポップアップバナー 4セット
- ・ポータブルマイク 1セット
- ・その他必要となる県が指定する備品。

7 (参考) スタッフの1日の想定スケジュール

例) 10時55分～12時30分(5分休憩含む)での90分(2時限分)での実施の場合

時間	スタッフの業務内容
9:50	学校入り・講師お出迎え
9:55	体育館で会場設営(講師と相談しながら)
10:25	校長先生へあいさつ・担当先生と最終打ち合わせ(講師同伴)
10:55	プログラム開始
12:30	終了・片付け
13:00	学校へのあいさつ・終了

令和6年度パラウェーブNAGANO 推進業務委託
パラウェーブ広場 業務仕様書

1 イベント概要

(ア) 目的

パラスポーツに誰もが気軽に体験・触れる機会を設けることで、県民に次なる行動を促すきっかけを提供する。

(イ) 対象者 一般県民

(ウ) 開催回数 令和6年度中 2～4回ほどを想定

(エ) 時間 10時～16時頃を想定

(オ) 場所 県内大型商業施設など

(カ) 実施内容 パラスポーツの体験、用具の展示など

2 委託業務内容

(9) 企画立案

(10) 参加者募集

- ・チラシやポスターの印刷、県内各地への配布
- ・その他各種媒体を通じての広報
- ・店舗内での周知 など

(11) イベント当日用のスタッフマニュアルの作成

(12) パラスポーツ等の展示に係る用具等の手配

(13) パラスポーツ体験ブースの準備

(14) 会場装飾物の手配

(15) 機材・運営スタッフに係る調整、その他運営準備

(16) 前日の会場設営・準備

(17) 当日の運営

- ・体験ブースと展示ブースの運営
- ・スタッフの昼食の手配
- ・カメラマンの手配と、撮影写真の県への納品

(18) 来場者アンケートの実施

3 留意事項

(ア) 受託者は、企画・広報・参加者の募集に当たっては、将来にわたって共生社会を構築する観点から、子どもの参加者を多数募るための工夫をすること。

(イ) 受託者は、当該イベントの当日に、委託者が指定する啓発物等を配布すること。

(ウ) 上記に定めのない事項は、委託者と受託者の話し合いにより決定する。